

1. 商品名	ほくぎん教育資金贈与専用口座 [愛称：孫への贈り物]
2. 口座概要	<p>本口座は平成 25 年度税制改正にて導入された「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の適用を受けるための専用口座です。</p> <p>贈与者（祖父母さま等直系尊属の方）から受贈者（30 歳未満のお孫さまやお子さま等）へ贈与された教育資金を本口座にお預け入れいただき、教育資金としてご利用の際に本口座からお引き出しいただきます。</p> <p>学校等に対して直接支払われる金銭について、受贈者 1 人につき 1,500 万円（学校等以外に支払う金銭についてはそのうち 500 万円まで）を限度として贈与税が非課税になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、保育所、認定こども園、外国の教育施設のうち一定のもの、海外の日本人学校等 ・学校等以外：学習塾、スポーツ教室、文化芸術にかかる教室等
3. 対象となる預金	<p>普通預金</p> <p>※教育資金管理特約が適用されます。</p>
4. 対象となる方	祖父母さま等の直系尊属の方と書面にて贈与契約を締結している 30 歳未満の個人のお客さま（受贈者）
5. 取扱期間	下記の対象取引により取扱期間が異なります。
口座開設・追加資金のお預入れ	平成 25 年 8 月 1 日（木）から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで
払戻し	受贈者（お孫さま等）が 30 歳に達する日の前日まで
6. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)預入限度額	<p>取扱期間内で随時預け入れ（平成 31 年 3 月 29 日まで） （詳細は、7. 口座開設方法、8. 追加資金の預入方法 をご参照ください）</p> <p>1 円以上</p> <p>1 円単位</p> <p>1,500 万円</p> <p>（利息は預入限度額に含みません） （複数回に分けてお預け入れされる場合は、累計 1,500 万円までとなります）</p>
7. 口座開設方法	<p>当行の窓口でお申しいただけます。</p> <p>（お一人さまにつき一金融機関かつ一店舗のみでの開設となります）</p> <p>受贈者（お孫さま等）と当行で教育資金管理特約を締結していただきます。</p> <p>以下の書類のご提出とともに非課税措置の適用を受ける目的の資金をお預け入れいただきます。</p> <p>① 受贈者（お孫さま等）のご本人確認資料（保険証、運転免許証等） ※平成 28 年 1 月より、本預金の口座開設に際し、マイナンバーをご提示いただく必要がありますので、以下のいずれかの書類をご用意ください。</p> <p>A.個人番号カード B.通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し等(注)</p> <p>（注）B の書類をご提示いただく場合、顔写真付の本人確認書類であれば 1 種類、顔写真なしの本人確認書類であれば 2 種類を、合わせてご提示いただく必要があります。</p> <p>受贈者（お孫さま等）が未成年の場合は、親権者さまのご本人確認書類も必要となります。</p> <p>②受贈者（お孫さま等）のご印鑑 口座開設にあたり、お届けいただくご印鑑をご用意ください。</p> <p>③ 戸籍謄本・抄本または住民票の写し（原本）</p> <p>④ 贈与契約書（原本） あらかじめ書面にて祖父母さま等と受贈者（お孫さま等）との間で贈与契約</p>

（平成 28 年 2 月 1 日現在）

	<p>を締結していただき、原本をご提示いただきます。なお贈与契約日から2ヵ月以内に贈与資金をお預け入れいただく必要があります。</p> <p>⑤ 教育資金非課税申告書（原本） 非課税措置の適用を受ける金額（お預入れ金額と同額である必要があります）等を記載していただきます。</p>
8. 追加資金の預入方法	<p>口座開設店で、以下の書類のご提出とともに非課税措置の適用を受ける目的の贈与資金をお預け入れいただきます。</p> <p>① 贈与契約書（贈与契約日から2ヵ月以内） ② 追加教育資金非課税申告書</p>
9. 払戻方法	<p>口座開設店の窓口でのお取り扱いとなります。</p> <p>教育資金の支払いを証明する領収書等または支払請求書等の原本をご提示ください。なお、支払請求書等による払い戻しの場合は、領収書等を受領次第、速やかにその原本を口座開設店へご提出ください。</p> <p>領収書等に記載の支払年月日は口座からのお引き出しと同じ年に属する必要があります。また、領収書等の提出期限は、領収書等に記載の支払年月日の翌年3月15日までです。</p>
10. 終了事由	<p>以下のいずれか早い日に教育資金管理特約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただきます（通常の預金口座として引き続きご利用いただくことはできません）。</p> <p>① 受贈者（お孫さま等）が30歳になられた場合（30歳に達した日） ② 受贈者（お孫さま等）が亡くなられた場合（亡くなられた日） ③ 残高0円となり、受贈者（お孫さま等）と当行で特約終了の合意があった場合（合意に基づき終了する日）</p> <p>上記①または③の事由により教育資金管理特約が終了した時点で、未提出の領収書等がある場合は、特約の終了した日の属する月の翌月末日までにご提出ください。</p>
11. 中途解約時の取り扱い	<p>上記「10. 終了事由」に記載の事由以外での解約はお取扱いいたしません。</p>
12. 手数料	<p>口座管理手数料は無料です。</p>
13. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金	<p>毎日の店頭金利表示ボードに表示する普通預金の利率を適用します。 （窓口へお問い合わせください。）</p> <p>毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。</p> <p>毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした、1年を365日とする日割計算</p> <p>・個人：20.315%の分離課税・マル優 （※復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は20.315%の税率となります。）</p>
14. その他参考となる事項	<p>「ほくぎん教育資金贈与専用口座」は次のお取引のご指定やご利用はできません。</p> <p>① 給与、年金および配当金等の自動受取口座 ② 各種料金等の自動支払口座 ③ 現金自動入出金機（ATM）での入出金、振込 ④ ほくぎんダイレクトA（インターネットバンキング）の資金移動サービス ⑤ キャッシュカードの発行</p> <p>受贈者（お孫さま等）が未成年の場合は、次の取り扱いとなります。</p> <p>① 親権者さまがご署名、ご捺印ください。 ② お引き出し、追加資金のお預け入れは、親権者さまがお手続きしてください。</p>

	<p>※平成27年12月以前に本預金を口座開設されたお客さまに関しましては、平成28年1月以降の本預金ご利用時に受贈者（お孫さま等）のマイナンバーをご提示いただく必要がありますので、以下のいずれかの書類をご用意ください。</p> <p>A.個人番号カード</p> <p>B.通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し等(注)</p> <p>(注) B の書類をご提示いただく場合、顔写真付の本人確認書類であれば1種類、顔写真なしの本人確認書類であれば2種類を、合わせてご提示いただく必要があります。</p> <p>※マイナンバーのご提示は1回のみです。払戻の都度ご提示される必要はございません。</p>
15. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先 一般社団法人全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
16. 預金保険制度	<p>本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。(全額保護の対象ではありません。)</p>

(平成28年2月1日現在)